

- 1 会 議 名 決算特別委員会
- 2 日 時 令和2年10月16日（金） 10時00分開会
10時45分閉会
- 3 場 所 議場
- 4 出席委員 仮屋園一徳委員長、竹之内和満副委員長、川上洋一委員、
濱門明典委員、白石純一委員、濱田洋一委員、
竹原信一委員、濱崎國治委員、中面幸人委員、
牟田学委員、岩崎健二委員、濱之上大成委員、山田勝委員
- 5 事務局職員 次長兼議事係長 牟田 昇、議事係 松崎 正幸
- 6 説明員
- | | |
|--------------|------------|
| ・市長 西平 良将 君 | ・財政課 |
| ・副市長 春原 善幸 君 | 課長 小藺 達哉 君 |
| ・教育長 中野 正弘 君 | ・健康増進課 |
| ・総務課 | 課長 垂 義継 君 |
| 課長 松崎 裕介 君 | ・教育総務課 |
| ・企画調整課 | 課長 山元 正彦 君 |
| 課長 山下 友治 君 | ・スポーツ推進課 |
| ・都市建設課 | 課長 小中 茂信 君 |
| 課長 石澤 正志 君 | |
| ・生涯学習課 | |
| 課長 平田寿美子 君 | |
- 7 会議に付した事件
- ・認定第1号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）
 - ・認定第2号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）
 - ・認定第3号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（簡易水道特別会計）
 - ・認定第4号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）
 - ・認定第5号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）
 - ・認定第6号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）
 - ・認定第7号 令和元年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について
- 8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

（執行部入室）

○認定第1号から認定第7号

仮屋園一徳委員長

昨日に引き続き委員会を開会します。

この際、認定第1号から認定第7号の7件を一括議題とし、配付してある通告のあった順に、総括した質疑を行います。

始めに、白石委員から順次、質疑をお願いします。

白石純一委員

はい、お伺いします。

事項別明細書で51ページ、8款2項3目15節、市道槁之浦深田線における景観、ガードレールについてお伺いしますが、この事業については、大変私は評価しております。特に県道の、河口に橋が架かっておりますけれども、そちらから寺島邸、並びにこの市道のところを見ると大変すっきりして、景観的にも阿久根の古き良き時代を残す景色として景観が整備されて、大変いい事業になったと思っておりますが、工区の終わり部分に既存のガードレール、つまりこの良くなったという景観については、既存のガードレールではなくて、ケーブルによるガードレールにされたことで景観がすっきりしたということなのですが、今回行っていただいた事業の終点、市街地のほうから行くと終点部分、こちらに一つだけ、多分工区の隣接するところだと思うんですが、既存のガードレールが残っており、ちょっとアンバランスを感じると。また、その地点から右折する別の市道になると思うんですが、そちらにも既存のガードレールが残っており、せっきくの今回の工区で整備された景観がやや残念なことになっているとも考えられる。画竜点睛を欠くというような、もっと総合的、俯瞰的にですね、行政を考えていただけないかという点であります。

その点について、今後、その点の改善は考えられないのか教えてください。

西平市長

白石議員にお答えいたします。初めに、市道槁之浦深田線の環境整備についての御質問でありますけれども、寺島宗則邸の周辺の市道槁之浦深田線の海側につきましては、大きく3つのエリアに分けて整備をしております。1つ目は寺島邸前の部分でありまして、寺島邸との景観を重視し、自然石とポールを用いたエリア。2つ目は干潟部分で、海に浮かぶ寺島の眺望を良好にするために展望性に優れるガードケーブルを採用したエリア。そして3つ目は道路交通の安全性の観点から白いガードレールを設置したエリアの3つでございます。今、議員の御指摘の箇所につきましては、2つ目のエリアと3つ目のエリアの境界部分と思われますが、この箇所は交差点となっていることから、道路交通の安全性を重視し、従前どおり白いガードレールを設置したところでありまして。仮にこの箇所においてガードケーブルを採用してしまうと、槁之浦西線から槁之浦深田線方向に走行してきた車からすれば、特に夜間の雨天時において道路の

行き止まりがどこまでなのかが大変分かりにくく、最悪の場合、海に転落するおそれもあるのではないかと考えまして、視認性の高い白いガードレールをこれまでどおり設置したものでございます。以上です。

白石純一委員

交通、交差点の危険を促す方法はですね、ほかにもあるわけですので、そういった点、非常に短視眼的にならずにですね、先ほども言いましたように総合的、俯瞰的に、市長がおっしゃる観光でまちづくりをということも大事だと思いますので、その点も十分に考えていただければ今回のような、例えばガードレールでも茶色、最近は茶色のものも出てきております。そこに夜であれば反射灯つければある程度視認性も改善できると思いますし、そのような工夫をして景観づくりに努めていただきたいというお願いですので、その点について市長の御見解を今一度お聞かせいただければと思います。

西平市長

答弁の中でもお答えいたしました、何よりも安全性の重要性というのは大事だと考えております。特に、寺島邸は今後、阿久根市においても大変重要な資源の一つと考えておりますので、その近郊で事故が起きるということはあるのではないかと考えております。あくまで道路管理者という側面に立った時に、そういう趣旨の対応というのは必要になってきますので、そこを重点的に考えながら取り組んでいきたいと思っているところであります。以上です。

白石純一委員

今の考えですと、景観よりも安全性があまりにも偏重されすぎるとですね、以前、本会議でも質問しましたが、大丸の中心地、大変歴史的な場所に赤と白の蛍光色のポールがずらっと並んでいる。これなどは景観を汚損する極みだと思いますので、そういった景観を配慮しない行政は、今後、観光では生き残れない地になっていくと思いますので、その辺りの認識を改めていただきたいと思います。

次に、事項別明細書の59ページ、10款2項1目15節工事請負費、学校のトイレ改修ですけれども。今回、僅かですが洋式化が推進されということですが、平成30年度から令和元年にかけて小学校の洋式化率が31%から33%に改善されたと。もちろん改善されたことは評価しますが、あまりにも遅々としすぎているのではないかと。じゃあどこを目標に、何%を目標にすべきかという、私は合理的な理由、合理的な目標というのは、一つには児童生徒の家庭、細かく言えばその小学校ごとの児童、あるいは生徒の自宅の洋式化率が1つの目安になるかと思いますが、その点は把握されているか昨日伺ったところ把握してないということでしたが、そのことで、その点確認を教育長、お願いします。

中野教育長

白石議員にお答えいたします。小・中学校の児童・生徒用のトイレの改修に関し、児童・生徒の自宅トイレの洋式化率を把握すべきではないかとの御質問であります。総務省が平成20年委実施している住宅、土地統計調査においては、住宅トイレの洋式化率は全国で89.6%、鹿児島県で84.2%となっております。なお、この調査は5年ごとに実施されておりましたが、平成25年度以降については洋式トイレの項目は含まれていないところです。教育委員会としまし

ても、自宅トイレの洋式化が進んでいることは十分認識しているところですが、児童・生徒の自宅トイレの洋式化率の把握については、家庭のプライバシーにも関わることであり、慎重に対応する必要があることから、調査は難しいと考えているところです。小・中学校のトイレの洋式化につきましては、今後も年次的、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

白石純一委員

プライバシーを守りながらやる方法がありますよね。別に児童・生徒を特定しないでもアンケートに答えていただくことはできるわけですから、そういったことは考えられないですか。

中野教育長

議員がおっしゃるとおり、質問のとり方というか、そういった手立てというのは必要かと思っているところです。内容によってはですね、実態をしっかり把握して対応することについては、議員がおっしゃるとおり私も理解しているところですが、この子供たちの家庭のトイレについて洋式化ということについては、聞くものかどうかについては私が少し疑問に思った関係でこのような答弁になっているところです。議員がおっしゃるように、非常に工事のほうが進んでいないということは十分理解しておりますので、ここは子供たちの家庭のトイレの状況に関わらず、計画的に取り組んでまいりたいと考えているところです。

白石純一委員

地域性によってですね、古い家が比較的多いところはまだ和式の率がよそよりは高いのかもしれませんが。したがって、県で84%ということでしたけれども、地域性によっても変わるでしょうし。県が84%だから84%と目指すべきだということでも私はないと思うんですね。だからこれは地域性、阿久根市もまた鹿児島県全体とは事情が多少違うのかもしれませんが、そういったところをおっしゃるとおりプライバシーを守りながら、ある程度把握はしなきゃ、ご自宅の使用状況を把握しながら、あるいは本当に、うちは洋式でも和式でも大丈夫だという子もいるかもしれないし、いや、自分は洋式じゃないと絶対嫌だという子もいるかもしれません。そういった把握も必要なんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

中野教育長

議員がおっしゃいましたとおり、トイレにつきましては、今、私たちが把握している部分では和式のほうのトイレがありがたいといった意見は届いているところです。逆に洋式化のほうがいいという、多分子供たちもいると思うんですが、そういった子供たちに対しては個々に対応していくことは必要だと考えているところです。

白石純一委員

私は子供たちの人権に関わることだと思うんですね。普段は例えば洋式しか使っていない子供が、洋式を使いたくても使えない、少ないわけですから使えない状況も出てくる。それは子供の権利を軽んじているんじゃないかと言ってもいいぐらいだと私は思っていますので、特に今回、統廃合のことも検討されているようですけれども、その辺りも当然考えながら進めなければいけないと

ころではないかと思しますので、よろしくお願いします。

続きまして、61ページ、10款5項1目13節社会教育総務費。風テラスのオープニングに際して様々な事業を企画、実施されました。特に13件の自主文化事業ですか、を625万の決算額でこれだけの様々なことをやられたというのは、非常に高く評価できることだと思っております。そのように様々なイベントされて、嘱託員の応援もいただてされる。もちろん職員の方々の御苦労も大変だったかと思えますけれども、この嘱託員の方は舞台企画運営のプロでもあられた方ですので、そういった方のノウハウをですね、職員にうまく引き継いでスタッフを育てるべきだと思うんですが、この令和元年度、グランドオープン時に様々なイベントやられた。その時にスタッフを育成されたという認識はございますでしょうか。

中野教育長

市民交流センター事業に係るスタッフの育成についてであります。担当職員が各事業を通して自主文化事業等や施設を利用するイベントの企画、他自治体の自主文化事業等の情報収集等について、自主文化事業推進員の指導のもと資質向上を図っているところです。また、令和元年度に実施された県公立文化施設連絡協議会の研修会に参加し、県の文化振興事業の活用や事業の進め方について研修したところです。自主文化事業等推進員の業務は専門的な業務で、知識や経験が必要なことから、現在、配置している推進員を大いに活用し、担当職員の一層の資質向上を図るとともに、自主文化事業等推進員の複数配置等について検討していくことも必要であると考えているところです。

白石純一委員

自主文化推進員というのは何名で、どういう経歴の方がいらっしゃるんですか。

平田生涯学習課長

お答えいたします。白石議員も御存じのとおり、自主文化事業推進員は現在1名が配置されております。この方につきましては、以前、そういった所属事務所に在籍していらっしゃった経験があられる方です。

白石純一委員

その1名の方に当然職員がいろいろ教えを乞うということでやられたと思うんですけれども、職員は2、3年ごとに、特に若手の職員はローテーションで変わることがあると思うんですが、このときに中心になって舞台運営をされていた職員の方は今もいらっしゃるんですか。

平田生涯学習課長

昨年度まで一緒にやっていた職員は、今年4月の異動によりまして人事異動になりましたけれども、これまで担当係長が担当職員と一緒にしておりましたので、現在も引き続き業務を担っているところです。

白石純一委員

係長もですね、数年経てば当然移動になられるわけですので、やはり専門的な官の事業を推進、企画運営する専門家を育てなければいけないと思うんですね。今後、民間とかに委託をされるようなこともあり得ると思うんですが、やっぱり民間業者の場合は営利企業ですので、そういった視点がどうしても出て

くる。そういった場合に、本当に市の文化事業として大切なことは何かということはある程度把握して、運営もできるようになつとかならないと思いますので、その点、スタッフの育成に力を入れていただきたいと思います。この点について、最後に市長の御見解をいただければ幸いです。

西平市長

お答えいたします。自主文化事業につきましては市民交流センター、風テラスのほうができまして、大変充実している中身になっているものと思っております。これまでできなかったいろんなイベント等も積極的に行っておりますけれども、そういった中においては、先ほど来議論になっております自主文化事業等推進員の仕事の中身も大きく影響しているものと考えております。職員においてもですね、こういったところから様々な経験、知識、そういったものを学んで、そしてまたそれを次に引き継ぐような体制をつくるというのは必要であると考えております。これはこの部分に限らず市役所全体として必要なことでありますので、業務内容の引継ぎ、また様々な内容だけではなくですね、いろんな人脈であったりとか、そういった引継ぎ等もしっかりとしながら、自主文化事業推進員の方の協力を得て進めていきたいと考えているところです。

白石純一委員

自主文化事業等推進員の方は年配の方だと理解しておりますので、この方もいつまでもお手伝いできるわけではないと思いますので、やはり市職員で確実にその方のノウハウを引き継げるような、スタッフの育成に努めていただきたいと思います。

続きまして、65ページ、10款6項3目15節、B & G温水プール木質バイオマスが導入されて、一步、小さな一步前進だとは思いますが、昨日お伺いしたところでは、水温は加温できるけれども、暖房には供していないということです。したがいまして、この室内暖房はこれまでのA重油ボイラーによって賄っているという理解でよろしいでしょうか。

中野教育長

白石議員にお答えします。B & Gプールに導入した木質バイオマスボイラーの室内の暖房化についてであります。現在はA重油のボイラーで炊いた温水を配管を通して10か所ある温風機に送るシステムとなっています。今回導入したバイオマスボイラーは、プールの水を温めることを目的としており、室内の暖房化の機能までは想定していなかったところです。この理由としては、A重油のボイラーと比較して熱量が不足することから、温風機に送る温水が冷めてしまうこと、B & Gプールの外壁が簡易な作りで、低い温度では温風効果が薄いことなどが上げられます。また、熱量の高いボイラーを導入するとなると事業費がさらに上昇することから、ボイラーの選定に当たってこれまでのA重油の使用料を参考とし、木質チップの使用量が最大となる冬場も賄える最低限の機能を備えたボイラーを選定し、事業費の抑制を図ったところでございます。

白石純一委員

今回の導入は化石燃料を使うことを減らすということがSDGsの取組も含めて、最終的な目標だと思います。したがいまして、A重油の使用は極力減らしていくべきだという観点からですね、それでは確かに外壁が非常に冷気を通

しやすい、伝えやすいものですので、私は断熱材等の処置で大分変わってくるのではないかなと思うんですが、その辺りは今後検討はできないでしょうか。

小中スポーツ推進課長

お答えします。御指摘のとおり、B & Gプールについては簡易な建屋ということで、ポリカーボネート製の波板とスレートという形ですので、断熱効果にかなり乏しい部分があります。これに断熱材等、あるいは壁、屋根等を補修して断熱効果をするとかかなり暖房効果も上がるということを認識しておりますので、今後、財政的な部分もありますけれども、そういうことを含めて検討する必要はあるというふうに考えております。

白石純一委員

ぜひお願いいたします。

続きまして、37ページ、事項別明細書ですね。4款1項2目13節委託料、乳がん検診の受診率についてですが、これは成果説明書の59ページが分かりやすいと思うんですが、この59ページの表の中ほど、乳がん検診が令和元年度、受診率5%、388人、1年前は受診率16.4%で1,454人。受診者数にして4倍の開きがあるわけですね。この原因と対策について伺います。

西平市長

お答えいたします。令和元年度の乳がん検診の受診率についてであります、乳がん検診の受診間隔は国の方針によりまして2年に1回となっております。令和元年度に受診対象となる方につきましては、平成29年度に受診された方を対象としております。なお、平成30年度受診対象となった方につきましては、平成28年度に受診された方を対象としております。そういったことから、平成29年度と比較した場合には、令和元年度は1.7%の減となっておりますが、県への報告基準に合わせるために2年に1回実施する乳がん検診につきましても、40歳以上の女性全てを対象者として受診率を算出しているというところでありまして、その結果、受診率が2年ごとに増減をしているものであります。また、受診率向上のための今後の対策についてであります、令和元年度は40歳以上、60歳までの節目年齢、いわゆる5歳刻みの年齢になりますけれども、こういった方への無料クーポン券の配付、待ち時間の少ない完全予約制検診の実施、仕事などによりまして平日検診が困難な方も受診ができるように、土曜、日曜にも受診日を設けるなどの工夫を行ってきております。このほか、女性がん検診の際には、医師は除いて女性スタッフのみの配置としているほか、希望に応じて託児を行うなど、女性の方が受診しやすい環境づくりにも努めているところであります。今後とも受診率の向上に向けて対象者への広報、啓発等を行っていきたいと考えております。以上です。

白石純一委員

私も身近な女性でですね、若くして亡くなられた女性の、私が知っている限りほとんどは乳がんの患者さんでございました。非常に女性にとって死亡率の高い大変厳しい病気だと思いますので、ぜひ、乳がん検診の受診率を高くしていただきたいんですが、ただいまのお答えで2年に1回というのが大きな原因、要因ではないかとおっしゃいましたが、数年前に始まった検診であれば、確かにそういったことがあり得るでしょうが、これはおそらく何十年前から続いて

いる、しかも2年に1回というのはその時から続いている制度だと思うんですが、そうしたときにですね、何十年も続いていけばその2年に1回というのはだんだん平準化されて、これほどの年によって4倍の開きがあるということは普通では考えられないんですが、果たして2年に1回ということだけでこんだけ4倍の差がつくものでしょうか。担当課長いかがでしょうか。

垂健康増進課長

お答えいたします。確かに委員がおっしゃられるように、長期間にわたって2年に1回を繰り返していけば、いずれはどの年度も受診する数というのは似てくる必要があるのかなというふうには感じております。これにつきましては、一番多い年度の時と翌年度はその多い年に受診されなかった方を勧奨しているということが影響をしておりますけれども、そこが一番漏れやすい対象の方だということを確認した上で、今、少なくなっている年度の方々、その年度に対象となる方々に対してやはりより一層のですね、対策を打って、今、委員がおっしゃられたような平準化するような体制を整えていくということはとても大切だというふうに考えておりますので、今後の取組の仕方をもう少し工夫をしていきながら、今少なくなつて、これと言いますと令和元年度、かなり少ないですけれども、ここはやはり乳がん検診の受診に対する意識、あるいは必要性についてのまだ気持ちというか、考え方というところ、私どもの伝えたいところがお伝えできていない可能性がありますので、ここについては努力をしていきたいというふうに考えております。以上です。

白石純一委員

その2年に1回というのは要因の一つでは確かにあると思うんですが、これだけの、4倍の差があるということは、それ以外に何か去年低かった原因があるのではないかと私は思いますので、その辺りの要因、原因の把握もしっかりしていただいていくことで今後の対策につながれると思いますので、その点、よろしくお願いいたします。

続きまして、国民健康保険特別会計事項別明細書、10ページ、6款1項1目特定健診の受診率についてですが、これも乳がん検診の受診と性格的には同じようなことではないかと思うんですが、これも私は議員になって以来、ほぼ毎年のように、何で阿久根市はこんなに低いのと申し上げて、その対策をとということを口酸っぱく言ってまいりまして、成果説明書の63ページの(4)の表によりますと、令和元年度は47.5%と、6ポイントも上がりまして、職員の方の努力の成果が表れつつあるのかなと評価いたしますが、自治体によっては69%台のところもあるわけで、そういったところと比べて、じゃあ阿久根は何が足りずにこの受診率が低いままなのだろうかという分析はされて、他自治体と比較してですね、されていますでしょうか。

西平市長

お答えいたします。特定健康診査の受診率の分析と理由の把握ということでございますが、受診率の向上を図るために特定健康診査未受診者への訪問による受診勧奨、あるいは受診率向上に向けた住民説明会のほうを実施し、区長、保健推進員の皆様方の御協力のもとで地域ぐるみの受診勧奨を行ったことによりまして、特定健康診査の受診率は法定報告前の数値で47.5%となり、前年度

より約6ポイント増加をし、令和元年度の目標を達成することができたところでもあります。しかし、他市町と比較してまだまだ受診率は低く、その理由としては、集団健診のための日程が限られており自分の都合と合わない、あるいは待ち時間が長い、自覚症状がなく元気であるといったものがある。こういったことを把握しているところでございます。特に、40歳代、50歳代の被保険者の受診率が低いということから、他市町の取組を参考にしながら受診率向上に向けての取組を強化していきたいと考えております。以上であります。

白石純一委員

もうこれは4、5年言い続けているんですが、常に他自治体の良いところの例も参考にと毎年おっしゃるんですけども、その違いを把握しているかということの質問を昨日もさせていただきましたが、確固たる理由はお持ちではないようですので、数年言い続けているので本当にこれはですね、私は馬鹿にされているのかとさえ思いますよ。他自治体の例を参考にする、すると言いながら、まだ把握されていないわけですから、その辺はしっかりしてください。

以上です。以上で質問を終わります。

西平市長

お答えさせていただきますけれども、例えばですけれども、さつま町などについては、各集落で、いわゆるインセンティブ、受診率によってお金を支援しているというような話があるということも我々としても把握をしていたところでございます。そういったことから、令和元年度については地域色づくり事業のほうをつくりまして、少しでも多く参加した集落に対しては支援をしようということで施策を打ったところでございます。ですので、これはもともとは税務課のほうから出てきた様々な案件があったんですけども、そういったことも中に含めて各自治体の取組を参考にしながら施策の構築にもつなげているところでございますので、決して議員がおっしゃってるようなことではなく、まだ我々の努力も足りないというところは十分自覚をしておりますけれども、各自治体の取組も参考にしながら、今回6ポイント増えたということは、大変成果としても出ているんじゃないかというふうに思っているところでございますので、そこを御理解いただくようお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

次に、山田委員の質疑をお願いします。

山田勝委員

一般会計事項別明細書、33ページ、3款1項8目後期高齢者医療費の28節繰出金について、後期高齢者医療特別会計への繰出金がですね、減っているということで、私がどういう理由かという話をしたら、なかなか説明を聞くことができなくて、その後、このまま終わるのかなと思ったら、今日聞くのが一番いいかなとお尋ねしたいんですが。以上です。

西平市長

お答えいたします。後期高齢者医療特別会計への繰出金につきましては、平成30年度と比較して1.8%の減となっております。この理由についてであります。後期高齢者医療特別会計の事務費分の繰出金が6万385円の減、保険基

盤安定分の繰出金が234万4,738円の減、合計で240万5,123円、これが約1.8%の減となったものであります。令和元年度につきましては、平成30年度と比較をいたしまして、保険基盤安定分の算出基礎であります保険料の軽減結果が低かったことにより保険基盤安定分の繰出金が減額となってきております。この保険基盤安定分の繰出金については、被保険者の世帯の総所得金額等に応じて、鹿児島県後期高齢者広域連合が判定した結果により軽減された保険料について市が4分の1、県が4分の3をそれぞれ負担し、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の保険基盤の安定を図ろうとしているものであります。決算に関する説明書の14ページの14款県支出金1項2目民生費県負担金の備考欄にも記載してありますが、県からの負担分9,764万2,430円を一般会計で歳入し、市負担分の4分の1を合わせた額を後期高齢者医療特別会計へ繰出金として支出し、特別会計においてはその全額を鹿児島県後期高齢者医療広域連合へ負担金として支出をしているものでございます。以上であります。

山田勝委員

非常に今回よく分かりまして、市長の説明を聞いて。別に難しいことで簡単な質問のつもりでお尋ねしたのが、なかなかつかめなかったもんですから。このまま知らないで終わるというのもどうも気になってこうしてお尋ねしたんですが。保険基盤安定部分のあれが少ないということで、それはそれでいいんですが、ただ私はこういう時期に、医療費が上がっている時期に少なくなるというのはどういう理由かなという、非常に単純な気持ちでお尋ねしたので、市長の説明でよくわかりました。了解です。

仮屋園一徳委員長

以上で、認定第1号から認定第7号までの質疑を全て終了いたします。

(執行部退室)

○認定第1号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

仮屋園一徳委員長

それでは、これより採決に入りますが、議案に関しての賛成、反対の表明については討論の中で行うようお願いします。

これより、認定第1号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で討議を終結します。

これより、討論に入ります。

白石純一委員

認定に賛成の立場から討論をします。大変、1年間にわたってこの予算を管理し、実施していくという執行部の方々の御苦勞は大変なもんだったかと思えます。結果的に全体として賛成いたします。ただ、今回の審議の中で出てきましたいろんな疑問点とか要望をしっかりと受け止めていただいて、今後の予算編成等にあたっていただけることを要望いたしまして、賛成いたします。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで討論を終結します。

これより、認定第1号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）を採決します。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、認定すべきものと決するに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数と認めます。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

○認定第2号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）

仮屋園一徳委員長

次に、認定第2号を議題とし、討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で討議を終結します。

これより、討論に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで討論を終結します。

これより、認定第2号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）を採決します。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定すべきものと決しました。

○認定第3号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（簡易水道特別会計）

仮屋園一徳委員長

次に、認定第3号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で討議を終結します。

これより、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、認定第3号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（簡易水道特別会計）を採決します。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定すべきものと決しました。

○認定第4号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）

仮屋園一徳委員長

次に、認定第4号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で討議を終結します。

これより、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、認定第4号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）を採決します。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定すべきものと決しました。

○認定第5号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）

仮屋園一徳委員長

次に、認定第5号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で討議を終結します。

これより、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、認定第5号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）を採決します。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定すべきものと決しました。

○認定第6号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）

仮屋園一徳委員長

次に、認定第6号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で討議を終結します。

これより、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、認定第6号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）を採決します。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定すべきものと決しました。

○認定第7号 令和元年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について 仮屋園一徳委員長

次に、認定第7号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で討議を終結します。

これより、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、認定第7号 令和元年度阿久根市水道事業会計の決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定すべきものと決しました。

仮屋園一徳委員長

以上で当委員会に付託された案件はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。

付託されました案件に対する委員会報告書の作成、委員長報告及び議会だより原稿の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決定しました。

これにて決算特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

（散 会 10時45分）

決算特別委員会委員長

仮屋園 一 徳